

全国健康保険協会千葉支部 第93回評議会
(平成29年10月27日開催)

平成30年度都道府県単位保険料率のごく粗い試算

平成30年度都道府県単位保険料率のごく粗い試算

○平均保険料率10%、激変緩和率7.2/10の場合

最高料率			10.63%
現在からの変化分	(料率)	0.16%	
	(金額)	+224円	
最低料率			9.62%
現在からの変化分	(料率)	▲0.07%	
	(金額)	-98円	

※1 数値は、政府の予算セット時の計数で算出すると異なる結果となる場合がある。

※2 金額は、標準報酬月額28万円の被保険者に係る保険料負担(月額。労使折半後)の平成29年度からの増減。

<参考> 平成29年度都道府県単位保険料率

(平均保険料率10%、激変緩和率5.8/10)

最高料率	10.47%
最低料率	9.69%

平成30年度都道府県単位保険料率のごく粗い試算(千葉支部)

(平均保険料率10.00%の場合)

(単位:%)

		激変緩和率		
		5.8/10	7.2/10	10/10
平均保険料率		10.00		
	現在からの変化分(料率)	0.00		
	医療給付費分の平均保険料率	+0.09		
	共通料率 (現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等)	▲0.09		
千葉支部の保険料率		9.91	9.88	9.83
	現在からの変化分(料率)	+0.02	▲0.01	▲0.06
	医療給付費分の都道府県単位保険料率	+0.08	+0.06	+0.01
	共通料率 (現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等)	▲0.09		
	H28精算分	+0.01		

※ 数値は、政府の予算セット時の計数等で算出すると異なる結果となる場合がある。

平成29年度の都道府県単位保険料率

- 協会けんぽでは、年齢構成や所得の調整を行った後の「医療費の地域差」を反映した都道府県単位保険料率を設定。
- 全国平均は10.00%であり、最高は佐賀県の10.47%、最低は新潟県の9.69%である。

北海道	10.22%	石川県	10.02%	岡山県	10.15%
青森県	9.96%	福井県	9.99%	広島県	10.04%
岩手県	9.82%	山梨県	10.04%	山口県	10.11%
宮城県	9.97%	長野県	9.76%	徳島県	10.18%
秋田県	10.16%	岐阜県	9.95%	香川県	10.24%
山形県	9.99%	静岡県	9.81%	愛媛県	10.11%
福島県	9.85%	愛知県	9.92%	高知県	10.18%
茨城県	9.89%	三重県	9.92%	福岡県	10.19%
栃木県	9.94%	滋賀県	9.92%	佐賀県	10.47%
群馬県	9.93%	京都府	9.99%	長崎県	10.22%
埼玉県	9.87%	大阪府	10.13%	熊本県	10.14%
千葉県	9.89%	兵庫県	10.06%	大分県	10.17%
東京都	9.91%	奈良県	10.00%	宮崎県	9.97%
神奈川県	9.93%	和歌山県	10.06%	鹿児島県	10.13%
新潟県	9.69%	鳥取県	9.99%	沖縄県	9.95%
富山県	9.80%	島根県	10.10%	※ 全国平均では10.00%	

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。
- 都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

